地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成19年2月14日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例

(政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例の一部改 正)

- 第1条 政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例(平成5年川崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。
 - 第1条中「助役」を「副市長」に改める。
 - 第3条の見出し中「助役等」を「副市長等」に改め、同条第1項及び第2項中「助役」を「副市長」に改める。
 - 第5条の見出し中「助役等」を「副市長等」に改め、同条第1項中「助役」 を「副市長」に改める。
 - 第7条の見出し中「助役等」を「副市長等」に改め、同条第1項中「助役」 を「副市長」に改める。
 - 第8条第2項及び第9条中「助役」を「副市長」に改める。

第2条 政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例の一 部を次のように改正する。

第1条中「、副市長及び収入役」を「及び副市長」に改める。

第3条の見出し中「副市長等」を「副市長」に改め、同条第3項を削る。

第5条の見出し中「副市長等」を「副市長」に改め、同条第2項を削る。

第7条の見出し中「副市長等」を「副市長」に改め、同条第2項を削る。

第8条第2項中「及び収入役」を削る。

第9条中「、副市長及び収入役」を「及び副市長」に改める。

(川崎市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 川崎市特別職報酬等審議会条例(昭和43年川崎市条例第26号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「助役」を「副市長」に改める。

第4条 川崎市特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、副市長及び収入役」を「及び副市長」に改める。

(川崎市助役定数条例の一部改正)

第5条 川崎市助役定数条例(昭和19年川崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市副市長定数条例

本則中「本市助役」を「本市副市長」に改める。

(川崎市職員定数条例の一部改正)

第6条 川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「助役」を「副市長」に改める。

第7条 川崎市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、収入役」を削る。

(川崎市旅費支給条例の一部改正)

第8条 川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表中 「 助 役 」 を

市

に改める。

副

第9条 川崎市旅費支給条例の一部を次のように改正する。

長

別表中

「 副 市 長 収 入 役 を

副 市 長

に改める。

(川崎市防災会議条例の一部改正)

第10条 川崎市防災会議条例(昭和38年川崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「助役」を「副市長」に改める。

(川崎市市税条例の一部改正)

第11条 川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市吏員」を「市職員」に改める。

(川崎市環境基本条例の一部改正)

第12条 川崎市環境基本条例(平成3年川崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

(川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正)

第13条 川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成13年川崎市条例 第21号)の一部を次のように改正する。

第19条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(川崎市建築審査会条例の一部改正)

第14条 川崎市建築審査会条例(昭和26年川崎市条例第52号)の一部を 次のように改正する。

第5条中「関係吏員若しくは」を「関係する市職員又は」に改める。

(川崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第15条 川崎市下水道事業の設置等に関する条例(昭和62年川崎市条例第 15号)の一部を次のように改正する。

第7条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、 第7条及び第9条の規定は、平成20年4月1日までの間において規則で定 める日から施行する。

(政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例の一部改 正に伴う経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第2条の規定により副市長として選任されたものとみなされる者の第1条の規定による改正後の政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項の規定の適用については、新条例第3条第1項及び第2項中「任期開始」とあるのは「助役としての任期開始」と、新条例第5条第1項中「副市長であった者(」とあるのは「副市長又は助役であった者(」とする。

参考資料

制定要旨

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。